

連絡先

交通部航行安全課

航行安全課長 三宅

電話：078-391-6551（内線 2620）



平成 29 年 1 月 25 日
第五管区海上保安本部

操業漁船と通航船舶の双方の安全を確保します

～明石海峡のいかなご盛漁期における安全対策について～

明石海峡は、大小様々な船舶が通航する我が国有数の海上交通の要衝であると同時に、古来からの好漁場で漁業活動が盛んであり、例年 2 月下旬からは早春の風物詩である「いかなご漁」が始まります。

昨年は 3 月 7 日に操業が開始され 3 月 28 日に終漁するまでの間に明石海峡航路付近では延べ 795 統（2,385 隻）の操業が行われ、明石海峡航路と付近海域はこれら操業漁船により輻輳しました。

このため、第五管区海上保安本部では、いかなご盛漁期の明石海峡航路付近で操業する漁船と航路を通航する船舶との衝突事故等を防止するため、今年も官民と協力して次のとおり安全対策に取り組みます。

1. 盛漁期までに実施する対策

漁業者、水先人会、進路警戒船や旅客船・カーフェリー関係者等との連絡会議等を通じて、次の事項について協力要請をします。

(1)【通航船舶関係者への協力要請】

- ・ 可能な限り操業時間帯の通航自粛
- ・ 操業漁船の状況等の早期確認
- ・ 国際 V H F 16ch の常時聴守（大阪湾海上交通センターとの連絡体制の確保）
- ・ 航路内での無理な追い越しの自粛
- ・ 漁船集海域での安全な速力による航行
- ・ 配備する巡視船艇との緊密な連絡保持

(2)【漁業関係者への協力要請】

- ・ 翌日の操業予定海域の通知
- ・ 大型船等入航予定の確認
- ・ 巨大船の進路を避航、巨大船等通航時の可航幅の確保
- ・ 巡視船艇等からの指導に対する協力
- ・ ライフジャケットの常時着用

2. 盛漁期に実施する対策

- (1) 操業時間帯には明石海峡航路付近に巡視船艇を増強して、現場海域における交通整理、航行指導体制を強化します。
- (2) 操業時間帯に大阪湾海上交通センターは、管制官を増員して監視体制を強化するほか、明石海峡航路を通航する船舶へ漁船の操業に関する情報提供を通常 1 時間毎から 30 分毎に強化します。